

## 登園届(保護者記入)

おひさま岡町保育園 園長殿

本園(つくし・れんげ・たんぽぽ・すみれ)・分園(なのはな・あじさい・ひまわり)

児童名 \_\_\_\_\_

疾患名 \_\_\_\_\_ と診断され、 月 日( ) ~ 月 日( ) まで  
療養中でした。医療機関 \_\_\_\_\_ から、主要症状が消退し、登園しても差し支えない  
と診断されましたので、届出いたします。

提出日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

| 疾患名                              | 登園の目安   |
|----------------------------------|---|
| 風疹                               | 発疹が消失していること   |
| 水痘(水疱瘡)                          | 全ての発疹が痂皮化していること   |
| 流行性耳下腺炎                          | 耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹を発見した翌日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること                 |
| 結核                               | 病状により囁託の医師、その他の医師などにおいて感染症の恐れがないと認められるまで                        |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                         |   |
| 咽頭結膜炎(プール熱)                      | 主要症状が消失後、2日を経過していること  |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>O-157,O-26,O-111等 | 有症状者→医師において感染の恐れがないと認められるまで<br>無症状者→5歳未満の小児では2回以上連続で便培養が陰性になること |
| 急性出血性結膜炎                         | 医師において感染のおそれがないと認められるまで   |
| インフルエンザ                          | 発熱した日を0日目と考え、翌日から5日を経過し、かつ解熱した次の日から3日(72時間)を経過していること。           |
| 溶連菌感染症                           | 医師において伝染の恐れがないと認められるまで、抗菌薬を内服後1~2日を経過していること。但し、治療の継続は必要。        |
| 手足口病                             | 登園可能だが、発熱がなく、普段の食事が摂れること。                                       |
| 伝染性紅斑(りんご病)                      | 登園可能だが、全身状態が良いこと。   |
| ヘルパンギーナ                          | 医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱しておらず、普段の食事ができること)                     |
| 急性細気管支炎(RSなど)                    | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。  |
| マイコプラズマ肺炎                        | 医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱や激しい咳が治まっていること)                        |
| ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)         | 医師において伝染の恐れがないと認められるまでで、嘔吐下痢の症状が治まり、普段の食事ができること                 |
| 带状疱疹                             | 全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること   |
| 新型コロナウイルス感染症                     | 発症日を0日と考え、翌日より5日間かつ症状軽快より24時間経過していること                           |

### 登園停止ではない感染症

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| アタマジラミ      | 登園可能だが、駆除を開始していること。                   |
| 伝染性軟属腫(水いぼ) | 登園可能だが、掻き壊しがジクジクしている部位があれば、ガーゼ保護すること。 |
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 登園可能だが、ジクジクしている部分をガーゼ保護できる程度のもの。      |
| 突発性発疹       | 解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと。                 |

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。